

タイトル「国際離婚をめぐる諸問題－近年の相談事例から」

英語タイトル”Issue on Cross-border Divorce: From Cases Brought into Legal Office”

発表者名：横浜弁護士会 弁護士 小豆澤史絵先生

英語発表者名：Attorney at Law. LL. M., Fumie Azukisawa

本発表は、「1. 涉外離婚事件とは何か、2. 涉外離婚事件の国際裁判管轄、3. 準拠法の指定、4. 国際離婚の事例紹介、5. 国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約」の4部分から構成された。まず「1. 涉外離婚事件とは何か」の部分で、涉外離婚事案の基礎的な要件が、事例に引きつけてわかりやすく紹介された。また「2. 涉外離婚事件の国際裁判管轄」の部分では、国際離婚を日本の裁判所で扱う場合にどの国の法律に準拠するかを、ケース別にご教示いただいた。さらに「3. 準拠法の指定」の部分では離婚に付随して生じる親権、財産分与等に関しては、離婚事案とは別に、どの国の法律が適用されるかが決められることが説明された。さらに「4. 国際離婚の事例紹介」の部分では、近年、小豆澤先生がご担当されたケースのうちから、典型的な問題事案をご紹介いただいた。さいごの「5. 国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約」の部分では、昨今日本政府が加入を表明した通称ハーグ条約と、それに加盟することで日本人の国際離婚にどのような影響が与えられるかが、わかりやすく説明された。